

# 原子力災害に係る広域避難要領

令和4年4月全部改定  
(平成27年2月策定)

京 都 府

## < 目 次 >

- 1 趣旨・目的 ・ ・ P. 1
- 2 対策重点区域に居住する住民等の防護措置等 ・ ・ P. 2
  - (1) P A Zに居住する住民等の避難等（予防的防護措置）
  - (2) U P Zに居住する住民等の屋内退避及び避難等（緊急防護措置）
- 3 緊急時活動レベル（E A L）に応じた対応等 ・ ・ P. 6
  - (1) 警戒事態における対応
  - (2) 施設敷地緊急事態における対応
  - (3) 全面緊急事態における対応
  - (4) 発電所から放射性物質が放出された場合の対応
  - (5) 避難元市町のP A Z及びU P Z人口と避難先市町の住民受入人数等 ・ ・ P. 9
- 4 住民の避難手段
  - (1) P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域の住民の避難等
  - (2) U P Z住民の避難等
- 5 避難退域時検査場所 ・ ・ P. 10
  - (1) 避難退域時検査場所候補地
  - (2) 検査場所の開設等
  - (3) 検査場所における検査及び除染等
- 6 広域避難 ・ ・ P. 14
  - (1) バス車両による避難等
  - (2) U P Z住民の自家用車による避難等
- 7 避難経路等 ・ ・ P. 16
- 8 避難先県及び市町への連絡員の派遣等 ・ ・ P. 17
  - (1) 避難先県及び市町への連絡員の派遣
  - (2) 避難先が複数の市町にまたがる場合の連絡員の派遣
  - (3) 避難先市町における車両一時待機場所への連絡員の派遣
  - (4) 避難先市町との事前受入調整等

## 9 避難行動要支援者の避難

・ ・ P. 18

- (1) 避難行動要支援者への対応
- (2) 避難により健康リスクが高まる者への対応
- (3) 避難行動要支援者の避難退域時検査
- (4) 避難車両等の確保
- (5) 避難行動要支援者情報の共有

## 10 避難所入所後の運営等

・ ・ P. 19

- (1) 避難所の開設・運営等
- (2) 相談窓口の開設
- (3) 避難所の開設期間
- (4) 旅館・ホテル等の借り上げ
- (5) 避難元市町の行政機能移転

## 11 計画の実効性確保等

・ ・ P. 21

### 【別表】

- 別表 1 住民避難地域とモニタリングポストとの関連表
- 別表 2 避難元市町における避難バスの車両一時待機場所
- 別表 3 府内避難先市町における避難バスの車両一時待機場所
- 別表 4 府外避難先市町における避難バスの車両一時待機場所
- 別表 5 放射線防護施設

【参考資料】 原子力災害対策指針に定める防護措置等（防護措置等実施フロー）

### 【別添】

- 別添 1 主な避難路の位置図
- 別添 2 避難元・避難先マッチング表

## 1 趣旨・目的

京都府地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する関西電力(株)高浜発電所及び大飯発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所敷地外へ放出された場合の京都府内の原子力災害対策重点区域（原災法第6条の2に基づく原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に規定する区域、以下「対策重点区域」という。）等での原子力災害の発生時、その拡大の防止に必要な対策等を定めるとともに、この対策重点区域に居住する約11.3万人（令和3年4月時点）の住民にかかる府内避難又は一時移転に関し、京都府地域防災計画に基づき、この「原子力災害に係る広域避難要領（以下「要領」という。）」を策定（改定）する。

なお、府外への避難又は一時移転に関しては、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき実施し、ガイドラインに記載のない事項については本要領に準じる。

### 【参考】原子力災害対策重点区域（指針より抜粋）

区 域 等	説 明
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) 概ね5km	PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL（緊急活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定することとされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」に設定。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone) 概ね5～30km	UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置を準備する区域。IAEAの国際基準において、5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ「原子力施設から概ね半径30km」に設定。

※確定的影響：一定量の放射線を受けると必ず影響が現れる現象

※確率的影響：放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象

(注)平成24年度の指針改正で、EPZ(半径8～10km)は廃止 (PAZ・UPZの考え方に変更)

## 2 対策重点区域に居住する住民等の防護措置等

PAZ及びUPZに居住する住民（観光客等の一時滞在者を含む。）の防護措置は、原子力発電所（以下「発電所」という。）の状況に応じて区分する緊急時活動レベル（EAL）①警戒事態（AL）、②施設敷地緊急事態（SE）、③全面緊急事態（GE）の3区分と放射性物質放出後における防護措置の実施基準「OIL」に基づく国の指示等に従い実施する。

※原災法第15条第3項

「内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。」

### (1) PAZに居住する住民等の避難等（予防的防護措置）

PAZに居住する住民（PAZに準じた避難を行う地域、観光客等の一時滞在者を含む。）については、放射性物質放出前に、予防的に避難（避難により健康リスクが高まる者については屋内退避）を実施する。

京都府は、舞鶴市とともに、国からの指示等に従い、「警戒事態」で施設敷地緊急事態要避難者\*の避難準備を、さらに「施設敷地緊急事態」に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難（避難により健康リスクが高まる者については防護施設等での屋内退避）、その他のPAZに居住する住民（以下「その他のPAZ住民」という。）については避難準備を、さらに「全面緊急事態」に至った時点で、その他のPAZ住民の避難を実施する。

なお、観光客等の一時滞在者（以下「一時滞在者」という。）については、「警戒事態」の段階で帰宅等呼びかけるものとする。

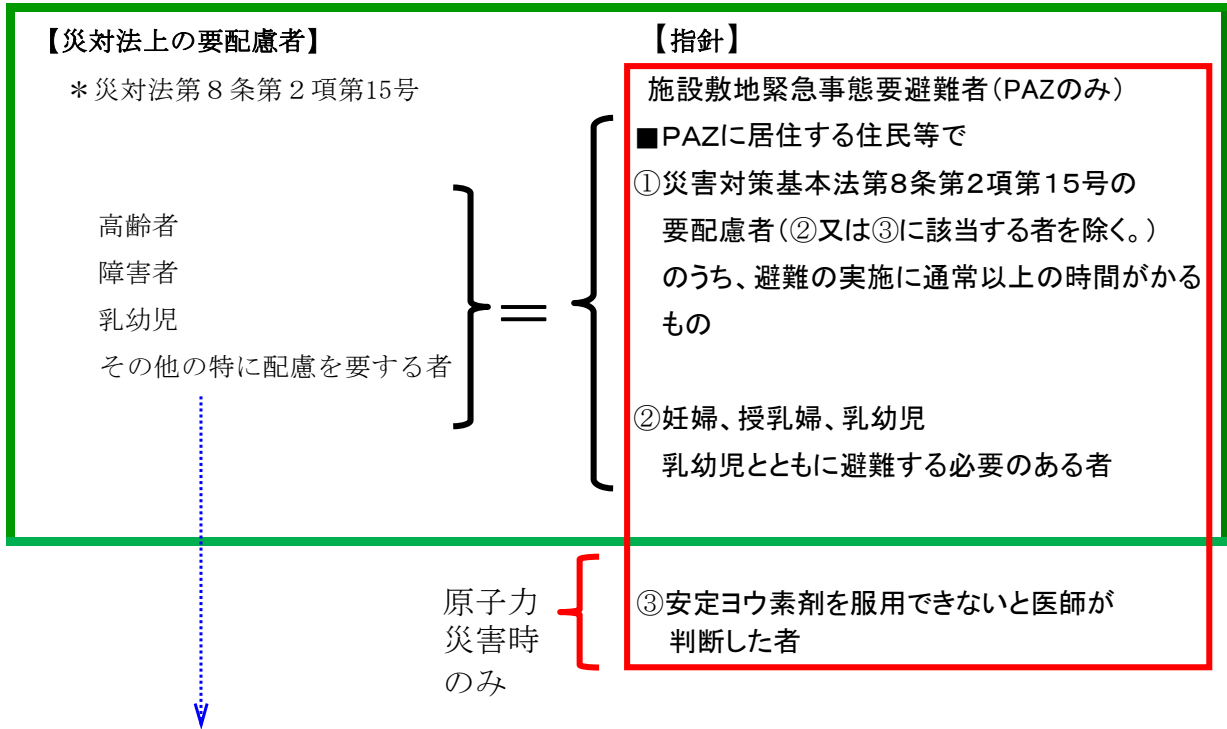
#### 【緊急時活動レベル（EAL）に応じたPAZに居住する住民の防護措置】

区 分	PAZに居住する住民等の防護措置
警戒事態（AL）	・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備又は屋内退避準備
施設敷地緊急事態（SE）	・施設敷地緊急事態要避難者の避難（屋内退避を含む。） ・その他のPAZ住民の避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備
全面緊急事態（GE）	・その他のPAZ住民の避難 ・服用指示に従い安定ヨウ素剤の服用

#### ※施設敷地緊急事態要避難者とは

「PAZに居住する住民等で、①要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの（高齢者、障害者等）\*避難により健康リスクが高まる者を含む。②妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、③安定ヨウ素剤の服用が不適切な者」をいう。

■ 災対法上の要配慮者と施設敷地緊急事態要避難者との関係



※要配慮者のうち、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を災対法上さらに「避難行動要支援者（第49条の10）」と規定。  
 ※上図の等式（＝）は、概ねのイメージ。

※指針（抜粋）

第2 原子力災害事前対策

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

(イ) 基本的な考え方

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

※災対法（抜粋）

■ 要配慮者（第8条第2項第15号）

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

■ 避難行動要支援者（第49条の10）

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならない。

## (2) U P Zに居住する住民等の屋内退避及び避難等(緊急防護措置)

U P Zに居住する住民（以下「U P Z住民」という。）については、「全面緊急事態」に至った段階で、まずは自宅等の建物内で防護措置（屋内退避）を行い、さらに発電所の事態が進展し、発電所敷地外に放射性物質等が放出された場合には、緊急時モニタリング結果に基づく国からの避難又は一時移転指示に従い、京都府は、当該指示区域の市町とともに、当該区域の住民の避難又は一時移転を実施する。また、U P Zでの一時滞在者については、「警戒事態」の段階で帰宅等呼びかけるものとする。

避難又は一時移転は、緊急時モニタリングの結果、防護措置の実施基準であるO I L 1（ $500\mu\text{Sv/h}$ 超過）の空間放射線量率が計測された区域については、国が数時間内を目途に避難対象区域を特定し避難を指示する。また、O I L 2（ $20\mu\text{Sv/h}$ 超過）の空間放射線量率が計測された区域については、国が1日内を目途に一時移転対象区域を特定し1週間程度内の一時移転を指示する。

なお、緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率）に応じた防護措置は、O I L 1、O I L 2、O I L 4、O I L 6及び飲食物に係るスクリーニング基準の5区分（以下の「O I Lと防護措置」）により対応する。

【参考資料】原子力災害対策指針に定める防護措置等（防護措置等実施フロー）

【O I Lと防護措置の概要】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	
				放射性ヨウ素	300Bq/kg		2,000Bq/kg <sup>※8</sup>
				放射性セシウム	200Bq/kg		500Bq/kg
				プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg		10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。



### 3 緊急時活動レベル（EAL）に応じた対応等

#### (1) 警戒事態における対応

京都府は、福井県高浜町又はおおい町において震度6以上の地震が発生するなど、発電所の緊急時活動レベルが「警戒事態」となった時点で、京都府災害警戒本部を設置し、発電所施設が受けた影響を把握するとともに、事態の進展に備え、PAZ及びUPZ市町との連絡体制の確認を行う。

また、発電所施設に重大な影響を及ぼす事態が確認された場合は、施設敷地緊急事態要避難者の避難に備え、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた避難先【在宅重度要配慮者(寝たきりの高齢者及び身体障害者、要介護度4以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、難病患者で常時医療的ケアが必要な者、その他市町が重度と判断する者をいう。以下同じ。)については、京都府災害時要配慮者避難支援センター(府保健医療福祉調整本部)(以下「府避難支援センター」という。)が府内での避難先を調整】、避難方法等を京都府と舞鶴市が調整するとともに、さらに事態が進展した場合に備え、PAZ及びUPZに居住する住民の府内避難先市町、府外避難先県及び関西広域連合へ発電所の状況に関し情報提供を行うものとする。

#### (2) 施設敷地緊急事態における対応

##### ①施設敷地緊急事態要避難者の受入要請等

京都府は、発電所の緊急時活動レベルが「施設敷地緊急事態」に進展した時点で、京都府災害対策本部を立ち上げ、国から施設敷地緊急事態要避難者の避難要請を受け、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた避難先施設に対し受入要請を行う。

なお、避難先がその他のPAZ住民と同じ避難先となる者については、府内・府外避難先市町の避難所に避難するものとする。(当該避難所の受入準備ができるまでは、舞鶴市が指定する施設で一時的に屋内退避し、避難先市町で避難住民の受入れが可能となった時点で、当該避難先に避難するものとする。)

##### ②その他のPAZ住民の避難先への受入準備調整

京都府は、「施設敷地緊急事態」に進展した時点で、その他のPAZ住民の避難先として、予め受入調整している府内避難先である京都市及び府外避難先である兵庫県及び関西広域連合に対し、舞鶴市と調整の上、の受入準備調整を開始する。

#### (3) 全面緊急事態における対応

##### ①その他のPAZ住民の受入要請

京都府は、「全面緊急事態」に進展した時点で、3(2)②の調整状況を踏まえ、府内避難先である京都市へ、また京都市が被災等を理由に受入れが一部又は全部ができない場合においては、「ガイドライン」に基づき府外避難先である兵庫県を通じて避難先である神戸市へその他のPAZ住民の受入要請を行う。

## ②UPZ住民の受入準備調整

京都府は、「全面緊急事態」に進展した時点で、UPZ住民の避難先となる府内避難先市町（避難行動要支援者のうち、社会福祉施設入所者（有料老人ホームを含む。以下同じ。）、病院入院患者、在宅重度要配慮者に対し、また、府外避難となる場合は、避難先県及び関西広域連合に対し、避難元市町と調整の上、UPZ住民の受入準備のための調整を開始する。

なお、府内・府外避難先ともに避難が可能な場合、まずは府内避難先に避難するものとするが、感染症流行下で感染症対策によりマッチング先での施設収容数に不足が生じる場合には、府外避難先に対しても受入準備の調整を並行して行う。

※ UPZ住民の避難は、2(2)に記載のとおり、発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果、放射性雲（プルーム）が通過後、OIL1の空間放射線量率（超過）が計測された場合に国が数時間内を目途に避難対象区域を特定し数時間以内の避難（移動が困難な者の屋内退避を含む。）の指示を行う。また、OIL2の空間放射線量率（超過）が計測された場合は、当該区域が24時間経過後においてもOIL2の空間放射線量率（超過）を再計測した場合に、国が1日内を目途に避難対象地域を特定し1週間程度内の一時移転の指示を行う。本要領においては、緊急時活動レベル「全面緊急事態」で放射性物質放出の事態に進み、さらに放射性雲通過後のモニタリングポスト計測値による避難等の判断が行われるまでの時間を考慮し、「全面緊急事態」に進展した時点で、府内避難先市町及び府外避難先県、避難行動要支援者については避難先施設に受入準備のための調整を行い、放射性物質放出による避難等に備えるものとする。

## (4) 発電所から放射性物質が放出された場合の対応

発電所から放射性物質が放出された場合のUPZ住民への避難等指示は、国から、原則、モニタリングポストが設置された地域単位で発出される。モニタリングポストと区域の関係は、別表1に記載された単位を基本に、その周辺の区域については、その置かれた状況により、必要に応じ、国が避難等の必要性を判断し、当該区域内の住民に対し避難等の指示が発令される。

京都府は、国から避難等の指示が発令された場合、放射性物質の拡散範囲、避難路の状況、(3)②の避難先との受入調整の状況等を踏まえ、①及び②により避難先市町に対し速やかに受入要請を行うとともに、避難等指示区域内の住民に対し、避難等について避難元市町を通じて周知するものとする。

なお、京都府は、避難元市町とともに、避難等に備え、平時から府内及び府外避難先市町と住民の受入方法等について調整を行うものとする。

### ① 京都府内の避難先市町に避難する場合

ア 京都府は、府内避難先市町への避難を優先することとして、避難元市町と調整の上、当該避難先市町（避難元市町内の避難を除く。）に避難住民の受入れを要請する。

イ アにおいて、要請先の市町が被災等を理由に、避難住民の一部又は全部の受入れができない場合においては、当該市町は速やかに受入れ等ができない旨の連絡を京都府に行うものとする。

なお、感染症流行下においては、感染症防止対策を考慮にした受入可能人数を上限とし、上限を超える住民については次の②の府外避難を行うものとする。

## ② 京都府外の避難先市町に避難する場合

京都府は、①イにより避難住民の一部又は全部が府内避難できない場合、避難先県に対し「ガイドライン」に基づき避難住民の受入れを要請するとともに、関西広域連合にその調整を要請する。

※参考 指針 第3 緊急事態応急対応 (5)防護措置 ①避難及び一時移転

指針において「避難の実施に当たっては、原子力規制委員会が、原子力発電所施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱が生じないように適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。」と規定されている。

## (5) 避難元市町のPAZ及びUPZ人口と避難先市町の住民受入人数等

避難元市町におけるPAZ及びUPZに居住する住民数(令和3年4月1日時点)と避難先市町の受入人数(感染症流行下でない場合)は下表のとおりであり、また、避難元市町の地区単位の府内避難先市町避難所とのマッチング等は、別添2「避難元・避難先マッチング表」のとおりである。

\* 府外避難先市町とのマッチングは、ガイドライン参照

なお、感染症流行下では感染症対策のため、一人当たりのスペースを広くする必要からマッチング施設における受入人数が減少することになる。このため府内・府外の双方に避難が可能な場合は、まずは府内避難先市町に、感染症対策を踏まえた収容人数を限度に自治会単位を考慮して避難するものとし、上限に達した後の避難については、府外避難先市町のマッチング施設へ避難するものとする。また、府内避難ができず府外のみ避難となる場合は、避難元市町の府外マッチング先市町に避難し、収容可能人数を超過する場合については、原子力災害による避難地域の拡大がないと判断できる場合に限り、関西広域連合と調整の上、京都府の避難元市町の避難先としてマッチングしているが、当該災害で避難者の受入れがない避難先市町へ超過する避難住民の受入要請を行い、なお不足が生じる場合は、ガイドラインに基づき更なる調整を要請する。

【人数は令和3年4月1日時点】

避難元市町 住民数	避難先市町・受入人数		
	府内避難		府外避難（関西広域連合）
舞鶴市 UPZ 79,743 うちPAZ 507	京都市 58,962 宇治市 12,730 城陽市 5,256 向日市 2,795	兵庫県 64,139 徳島県 15,604	
綾部市 UPZ 7,717	亀岡市 4,823 福知山市 2,894 又は 福知山市 7,717	兵庫県 7,717	
宮津市 UPZ 17,185	長岡京市 4,933 八幡市 3,795 京田辺市 4,110 木津川市 4,347 又は 福知山市 5,404 京丹後市 8,067 与謝野町 3,714	兵庫県 17,185	
伊根町 UPZ 1,370	精華町 1,370 又は 京丹後市 1,370	兵庫県 1,370	
京都市 UPZ 275	京都市* 275	—	
福知山市 UPZ 426	福知山市* 426	兵庫県 426	
南丹市 UPZ 3,351	南丹市* 3,351	兵庫県 3,351	
京丹波町 UPZ 2,740	京丹波町* 2,740	兵庫県 2,740	
計 112,807	計 112,807	計 112,532	

※京都市、福知山市、南丹市、京丹波町はUPZ外のそれぞれの市町域内避難

#### 4 住民の避難手段

京都府は、避難元市町と連携し、住民の避難等を以下の方法により実施する。

##### (1) PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域の住民の避難等

###### ① 施設敷地緊急事態要避難者の避難等

施設敷地緊急事態要避難者については、「施設敷地緊急事態」の段階で避難となることから、京都府は、舞鶴市とともに、「警戒事態」において、発電所施設に重大な影響を及ぼす事態が確認された場合は、施設敷地緊急事態要避難者のための避難車両（福祉車両等）を確保（支援者の車両により避難する者を除く。）し、さらに「施設敷地緊急事態」に進展し国からの避難要請を受けた時点で、府内避難先施設等（健康リスクが高まる者については、近隣の防護施設等での屋内退避）に避難を実施する。

###### ② その他のPAZ住民の避難

###### ア 自家用車による避難

その他のPAZ住民は、避難指示に従い、自家用車（二輪等を含む。）で避難する場合は、避難退域時検査場所（以下「検査場所」という。）で放射性物質の付着等が基準値以下であることを証明する検査済証明書（以下「通過証（本人控）」

という。)の交付を受け、避難先へ避難する。

京都府は、舞鶴市とともに避難先等における自家用車の保管場所について、避難先と事前協議し保管場所の確保に努めるものとする。

避難先(府内・府外とも)市町に乗り入れることができる自家用車は、次のいずれの要件を満たす場合に限るものとする。

- (ア) 検査場所で放射性物質の付着等が基準値以下であることを証明する車両検査済証明書(以下「車両通過証」という。)とともに、当該車両の同乗者全員が通過証(本人控)の交付を受けていること。
- (イ) 京都府及び舞鶴市が、避難先県及び市と事前に協議の上、避難先において自家用車の保管場所を確保できていること。

なお、避難先市町に保管場所を確保できない場合、自家用車は避難先まで移動することができないため、京都府が準備する車両一時保管場所に一時保管し、当該保管場所から京都府等が確保したバス等の避難車両に乗り換え避難先に避難するものとする。車両一時保管場所に一時保管した自家用車両については、避難先での生活が落ち着き、避難先に保管場所を確保できた場合に、避難先に移動させることができるものとする。

## イ バス避難

自家用車の利用によらないP A Z住民の避難については、京都府が舞鶴市とともに確保したバス等の避難車両により、検査場所で通過証の交付を受けた上で、避難先へ避難するものとする。

## (2) U P Z住民の避難等

U P Z住民の避難等は、自家用車による交通渋滞を避けるため、バス車両による避難を基本とする。

京都府は、避難元市町と調整し、(一社)京都府バス協会・(一社)京都府タクシー協会・電力事業者等(以下「バス事業者等」という。)に車両及び運転員等の提供を要請、協力を得て、避難元市町の一時集合場所から避難先までの住民搬送を行うとともに、必要に応じてバス事業者等の協力を得て車両運行全般の管理を行う。

また、京都府は、必要に応じ、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を要請するほか、関西広域連合、さらに国に対し、バス、鉄道等の確保の調整を要請し、必要な避難車両、多様な避難手段を確保するものとする。

なお、避難行動要支援者の避難については、「9 避難行動要支援者の避難」により避難するものとする。

## 5 避難退域時検査場所

### (1) 避難退域時検査場所候補地

京都府は、原子力災害による住民避難時に、車両や衣服などを検査・除染する避難退域時検査(スクリーニング検査)を行うため、避難経路上の対策重点区域(U P Z)境界付近で、かつ、空間放射線量率のバックグラウンド値(日常生活の中での自然

放射線、宇宙線、地球上に存在する放射性物質等による放射線値) が十分低い場所において検査場所を開設する。

検査場所の候補地は、以下の①第1順位検査場所候補地と②第2順位検査場所候補地に区分し、開設は、先ずは、第1順位検査場所候補地の施設から原子力災害の状況に応じて開設場所を選定し、第1順位の施設が開設できない場合や状況により追加で検査場所を開設する必要がある場合は第2順位検査場所候補地から検査場所を選定する。また、選定された検査場所の機能を補完する施設として、選定されなかった第2順位の施設及び③機能を一部補完する施設を必要に応じて一部機能補完検査場所施設として選定するものとする。

### ① 第1順位 検査場所候補地

施設名	所在地
福知山市三段池公園	福知山市猪崎377-1
京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7
与謝野町勤労者総合福祉センター(野田川わーくばる)	与謝野郡与謝野町四辻161

### ② 第2順位 検査場所候補地

施設名	所在地
綾部市中央公民館	綾部市里町久田21-20
福知山市長田野公園体育館	福知山市長田野町2丁目
綾部工業団地・交流プラザ	綾部市とよさか町4
道の駅てんきてんき丹後	京丹後市丹後町竹野313-1
京都府立ゼミナールハウス	京都市右京区京北下中町鳥谷2

### ③ 機能を一部補完する施設

施設名	所在地
与謝野町立大江山運動公園(グラウンド)	与謝郡与謝野町字滝
舞鶴西総合会館(及び明倫小学校)	舞鶴市字南田辺1
長田野工業団地 アネックス京都三和	福知山市三和町みわ

### ④ その他

京都府は、①から③で開設する検査場所に加え、避難住民の自家用車両の一時保管場所を、必要に応じて、府内市町村、関係機関等と調整、設置する。

## (2) 検査場所の開設等

### ① 検査場所の開設準備

京都府は、発電所の緊急時活動レベル「施設敷地緊急事態」の段階に進展した時点で、避難車両及び住民の体表面汚染検査・除染(以下「検査」という。)のため、(1)①第1順位の3検査場所候補地(福知山市三段池公園、京都府丹波自然運動公園、与謝野町勤労者総合福祉センター)、又は、②第2順位から選定した候補地がある場合は、当該候補地において開設のための準備を行う。

P A Zに居住する住民の避難は放射性物質放出前となり、(1)③の舞鶴西総合会館・明倫小学校（以下「舞鶴西総合会館等」という。）を經由場所とすることから、「施設敷地緊急事態」に進展した時点で、舞鶴西総合会館等において検査場所の機能一部補完施設として通過証の発行業務を行うものとする。

なお、検査場所では、避難車両及び住民の検査・除染等を行う機能が必要となることから、検査場所の開設準備と同時に、国（自衛隊）、その他関係機関へ支援を受けるための事前調整を行うものとする。

## ② 検査場所の開設決定

京都府は、発電所の緊急時活動レベル「全面緊急事態」の段階に進展した時点で、①の開設準備の検査場所について開設地を決定し、国、関係機関等に検査実施のための協力要請を行うとともに、検査に必要な資機材等の設置等を行うものとする。また、当該施設について、避難元市町に対し、当該検査場所における住民誘導等のための職員の派遣と避難住民への検査場所の周知の準備を、検査場所となる市町への情報提供と検査場所周辺住民への検査場所として開設する旨の周知の準備を要請する。

また、(1)②及び③施設の一部機能補完施設についても、必要に応じ、開設準備等を行うものとする。

## ③ 検査場所の開設

京都府は、国からU P Z住民に対し避難等指示が発令された時点で、検査場所における住民検査等を開始する。

## (3) 検査場所における検査及び除染等

### ① 検査体制の構築等

ア 京都府は、原子力災害時に開設する検査場所に必要な体制が確保できるよう、国、関係市町、関係機関、電力事業者等と連携して、避難退域時検査及び除染に必要な体制（検査場所の組織と役割、会場レイアウト、バス車両の運行管理、バス車両以外の避難車両の取扱い等）について平時から体制構築のための調整を行う。

イ 避難退域時検査で使用する資機材については、上記アの体制に基づき、災害発生時に必要となる数量を国と調整し順次整備するものとする。

ウ 関係機関のうち、避難退域時検査及び除染において必要となる放射線技師その他医療関係者等の協力を得る必要があることから、関西広域連合及び関係府県等と連携し、府内・府外関係機関・団体等との協定を締結するとともに、平時から原子力災害時の協力要請の手順、従事者の養成研修・訓練等を実施するものとする。

### ② 避難退域時検査等

検査場所では、避難車両及び避難住民の放射性物質の付着レベルを計測し、基準値超過の数値が検出された車両や住民に対し除染等を行う。

## ア 検査受付

京都府は、避難住民の検査受付を通過証（複写様式）（以下「通過証等」\*という。）の京都府控（以下「通過証（府控）」という。）により行い、当該通過証（府控）を保管し、検査場所通過者の記録・管理等を行う。

また、避難元市町の一時集合場所を経由せず、直接検査場所に自家用車で来場する住民についても通過証等用紙を検査場所に備え付け、検査受付を行うものとする。

### ※通過証等

避難元市町における住民の一時集合場所受付において、複写式の通過証（【①市町保管】・【②京都府控】・【③避難先提出】・【④本人控】）を住民に配布することで、その後の検査場所受付、避難先避難所入所受付での記入を不要とするための様式。【市町保管】は一時集合場所での受付時に、または、一時集合場所を経由せず直接検査会場に来場した住民の受付時に、【府控】は検査場所での受付時に、【避難先提出】と【本人控】は避難先市町避難所での受付時等に使用する。

## イ 車両及び住民の検査・除染等

### (ア) 検査対象

避難車両について、以下の区分により車両等の検査を行う。

#### a P A Zからの避難車両

P A Zに居住する住民は、発電所から放射性物質が放出される前に予防的に避難することから、P A Zからの避難車両が検査場所に到着するまでの間、発電所から放射性物質が放出されていない場合は、放射性物質による汚染がないと合理的に判断できることから当該車両及び住民の検査を省略する。

#### b U P Zからの避難車両

U P Z住民は、放射性物質放出後の避難等となることから、避難住民（観光客等の一時滞在者を含む。）が乗車する避難車両について、全車両を検査し、次の区分に従い、乗車する住民について検査を行う。

##### (a) 車両の計測値が基準値（O I L 4）以下の場合

車両除染及びその車両に乗車する住民の検査は行わない。

##### (b) 車両の計測値が基準値（O I L 4）超過の場合

車両除染を行うとともに、以下により乗車する住民（携行品含む。）の検査を行う。

#### ・大型バス・中型バス・小型バス・マイクロバス（以下「大型バス等」）

大型バス等に乗車する住民の検査及び除染については、乗車する全乗員をベータパネル等により検査を行い、検査により計測値が基準値（O I L 4）を超過した住民（携行品含む。）について除染等を行う。

#### ・自家用車

自家用車等に乗車する住民の検査及び除染は、同乗者が同じ行動をしていると考えられることから、まずは乗車者代表1名を検査し、計測値が基準値（O I L 4）を超過する場合は、全乗員（携行品を含む。）について検査、除染等を行う。



## ウ 通過証の発行

### (ア) 住民に対する通過証の交付

京都府は、検査及び除染により放射性物質の付着等が基準値以下であることを確認した住民（検査場所で検査を省略したP A Z住民を含む。）に対し、通過証（本人控）を交付する。

### (イ) 車両に対する通過証の交付

避難車両について、検査場所において車両の検査・除染を行い、当該車両が基準値以下を確認した場合は、車両通過証を交付（検査場所で検査を省略したP A Z住民の避難車両を含む。）する。

### (ウ) 観光客等一時滞在者の取り扱い

観光客等の一時滞在者がU P Z住民とともに避難する場合は、避難地域の住民と同様に、検査・除染等を行い、通過証（本人控）を交付する。

## ③ 新型コロナウイルス等感染症流行下における検査・除染

### ア 避難元市町の一時集合場所を経由する住民

感染症流行下での避難となる場合、避難元市町の一時集合場所を経由する住民（通過証等を持参している者）については、感染症の疑いのある者とその他の者（疑いの無い者）に区分して避難車両に乗車することから、検査場所における住民検査においても、疑いのある者とその他の者を分離し、かつ、感染対策をした上で、②の検査等を行う。

### イ 自家用車等で検査場所に来場する住民

避難元市町の一時集合場所を経由せず、自家用車等で直接、検査場所に来場する住民については、検査場所に設置する健康確認所で健康確認を行い、疑いのある者とその他の者に区分して、アと同様に分離して検査等を行う。

### ウ 自宅待機者、濃厚接触者である住民

自宅待機者、濃厚接触者でP C R検査結果待ちの住民についても、疑いのある者の区分により検査等を行う。

## 6 広域避難

### (1) バス車両による避難等

#### ① バス車両の配車等

避難バス車両については、京都府原子力災害対策本部（以下、「府対策本部」という。）内に車両運行班（以下、「本部車両運行班」という。）を設置するとともに、開設した検査場所内に情報統制班を設置する。

本部車両運行班は、避難指示区域、検査場所、避難住民数、確保した避難バス車両台数等から総合的に判断し、バス車両の配車等を行うとともに、必要に応じて、バス事業者等に府対策本部、関係市町災害対策本部へ運行管理者の派遣を求め、運行管理の支援を得るものとする。

各検査場所の情報統制班は、府対策本部が配車等した車両の避難元市町の一時集

合場所から検査場所を出発するまでの間のバス車両の運行管理等を行うとともに、当該運行状況を本部車両運行班と情報共有するものとする。

本部車両運行班は、上記により把握した車両状況等を、適宜、避難元市町の災害対策本部等と情報共有し、避難元市町の一時集合場所等における住民避難誘導等に活用するものとする。

## ② 避難元市町におけるバス車両の一時待機場所の設置等

①により避難元市町へ避難車両が配車され、当該車両が避難元市町域に到着した際、当該車両の各一時集合場所等への進入方法を指示するため、避難元市町は、別表2記載の施設を避難バス車両受入時の一時待機場所として設置し、当該施設においてバス車両運転員に行先、進入方法等の運行指示等を行うものとする。

## ③ 避難先までのバス車両の運行等

### ア 検査場所に到着した車両の計測値が基準値以下の場合

避難元市町から検査場所に到着したバス車両で、車両の避難退域時検査の結果、放射線測定器の計測値が基準値以下であることが確認できたバス車両（PAZに居住する住民の避難バス車両で、放射性物質放出前に避難した車両を含む。）については、当該車両を避難先市町まで乗り入れることができるものとする。

### イ 検査場所に到着した車両の計測値が基準値超過の場合

避難元市町から検査場所に到着したバス車両で、車両の避難退域時検査の結果、放射線測定器の計測値が基準値超過となるバス車両については、車体の除染を行い、基準値以下となったことが確認できたバス車両については、当該車両に乗車する住民を降車させた後、さらに車両内部の放射線量を計測し、計測値が基準値以下であることを確認できた場合、当該バス車両を継続して避難車両として使用し、検査場所から避難先市町に乗り入れることができるものとする。

なお、汚染車両内部が基準値以下に除染できない場合は、検査場所等で一時保管するものとし、当該車両に乗車の住民が検査場所から避難先市町へ移動するための車両を別途確保するものとする。

### ウ 高速道路の走行に制限がある車両等の場合

乗合バスのため高速道路を走行できない等の使用制限があるバス車両については、一時集合場所から検査場所までのシャトル運行を行うものとし、検査場所に到着する都度、車両検査を行い、計測値が基準値以下の場合は、引き続き避難車両として使用するものとする。

なお、京都府は、当該車両に乗車の住民が検査場所から避難先市町へ移動するための車両を別途確保するものとする。

## ④ 確保した避難バス車両の運転員等の放射線量管理等

府対策本部は、バス事業者等から車両及び運転員等の提供・支援を受けた場合、車両運転員等が一般公衆の被ばく線量限度である1 mSv（実効線量）/年を超えて被ばくすることがないように、バス事業者等に個人線量計等の装備を支給するとともに、運転員の被ばく線量の管理をバス事業者等と連携して行うものとする。

なお、原子力災害の状況から、運転員等が管理の目安を超えて被ばくするおそれがあるなど、バス事業者等から車両及び運転員の支援等を受けられない場合は、速やかに国に対し、必要な車両及び運転員等の確保を要請する。

### ⑤ 平時におけるバス車両の確保等

京都府は、平時からバス協会・タクシー協会との協定等により緊急輸送に関する協力体制を構築し、あらかじめ住民避難に必要なバス台数を確保できるよう努めるとともに、府内のバス事業者（京都府バス協会・京都府タクシー協会会員事業者に限る。）の名称、営業所の所在地と連絡先、各営業所のバス車両台数について情報を入手し、関係市町村と情報を共有するものとする。

## (2) UPZ住民の自家用車による避難等

UPZ住民の避難等は、自家用車による交通渋滞等を避けるため、基本、バス車両による避難等とし、平時から自家用車による避難を自粛するよう広報を行うこととする。ただし、自家用車により避難する住民が考えられることから避難先市町に乗り入れることができる車両は、次のいずれの要件も満たす場合に限るものとする。

- ア 検査場所で車両検査済証明書とともに、当該車両に乗車する住民全員が通過証（本人控）の交付を受けていること。
- イ 避難先市町に自家用車等の保管場所をあらかじめ確保できていること。
  - \* 避難退域時検査、除染の結果、避難車両の計測値が基準値以下とならない場合、当該車両は避難先市町に移動することはできない。
  - \* 避難先に保管場所を確保できない場合、京都府が準備する車両一時保管場所に一時保管し、当該場所から京都府等が確保したバス車両等へ乗り換え、近隣の鉄道等の公共交通機関等を利用し避難先に避難等するものとする。
  - \* 車両一時保管場所に一時保管した自家用車は、避難先での生活が落ち着き、避難先市町等に保管場所を確保し、汚染がないことを確認できた場合に、避難先市町等に移動させることができるものとする。

## 7 避難経路等

住民の避難は、原則、京都府が確保した避難バス車両等により、避難元市町が指示する避難先市町（事前に避難先市町とマッチングした避難先施設）に、京都府が設置する検査場所で避難退域時検査を行い、除染、通過証（本人控）の交付を受けた上で、高速道路、国道等の幹線道路により避難を行う。避難先までの避難経路は、自然災害による道路状況、原子力災害による避難者数、その経由地となる検査場所の開設状況、交通渋滞等の状況に応じ、京都府と避難元市町が調整し適宜経路を変更するものとする。

また、迂回路の選定に際しては、京都府と避難元市町が、迂回路上の空間線量率（直近のモニタリングポスト計測値等）、迂回により増加する距離及び時間等を考慮し選定する。京都府には各地に観光名所があり、観光客が避難することにより観光地付近で渋滞が発生した場合についても同様に迂回路等により渋滞緩和につなげるものとする。

る。

さらに、選定した避難経路について、警察、道路管理者等と協議するとともに、避難経路上の市町村長の意見も聴取した上で避難経路として決定し公表するものとする。

なお、京都府内には福井県の検査場所候補地があり、福井県の避難住民が避難経路として京都府内を通行することから、福井県からの避難車両（福井県は、基本、自家用車による住民避難）の流入状況により、舞鶴若狭自動車道や京都府内の国道等で渋滞が発生した場合においても、適宜、国及び福井県と迂回経路を調整し渋滞緩和につなげるものとする。

\*主な避難経路は、別添1「主な避難路の位置図」を参照

## **8 避難先県及び市町への連絡員の派遣等**

### **(1) 避難先県及び市町への連絡員の派遣**

京都府及び避難元市町は、避難先市町における避難住民の円滑な受入れのため、3(3)及び(4)の受入要請等を行った場合、避難元市町は、まずは府内避難先市町災害対策本部へ連絡員を派遣するものとする。また、府外避難となる場合については、京都府が避難元市町派遣の連絡員のとりまとめ役として、避難先県に京都府職員の連絡員を派遣し、避難元市町は、府外避難先市町に連絡員を派遣するものとする。

連絡員は、避難先県及び市町の災害対策本部において、避難住民数、避難状況、避難車両の移動等の情報提供を行うとともに、避難住民の受入れに必要な調整を避難先県及び避難先市町と調整を行う。

連絡員の派遣先は、まずは避難先県及び市町（災害対策本部）とするが、避難先県及び市町との調整により派遣場所を変更することができるものとする。

### **(2) 避難先が複数の市町にまたがる場合の連絡員の派遣**

避難元市町の連絡員派遣は、基本、避難先各市町に派遣するが、避難先各市町への避難住民の規模、避難先到着時期の違い等により、避難先市町の了解を得た上で、派遣した連絡員が複数の避難先市町の住民受入調整を行うことができるものとする。

### **(3) 避難先市町における車両一時待機場所への連絡員の派遣**

京都府及び避難元市町は、避難先市町と調整し、避難先市町域に避難車両が到着した際の一時的な車両待機場所として、別表3及び4に記載の避難バスの避難車両一時待機場所（以下「車両一時待機場所」という。）を設置し、避難先市町避難所への避難住民受入れが混乱なく行われるよう、当該施設においてバス車両の進入等の誘導等を行うものとする。このため、避難元市町は、(1)(2)とは別に連絡員を派遣するものとする。

避難先市町における拠点避難所が十分な駐車場待機スペースを有する場合は、当該拠点避難所の駐車場を車両一時待機場所とする。

なお、上記連絡員の派遣先等についても、避難先市町の施設状況、避難元市町からの避難者数等の状況に応じ、避難元市町と避難先市町とが調整・変更するものとする。

#### **(4) 避難先市町との事前受入調整等**

京都府は、避難元市町とともに、避難時の住民受入れのために、避難先県及び避難先市町と避難時の住民受入れのための以下の調整等を平時から行うものとする。

##### **①車両一時待機場所から避難所への車両移動**

京都府は、避難元市町とともに、避難先県及び避難先市町の協力を得て、車両一時待機場所から各避難所へ移動する際の避難所周辺での交通渋滞等を回避するため、避難先市町と事前にマッチングを行っている避難所への最適な進入方法等を避難先市町と事前調整するものとする。

また、住民避難時において、避難車両運転員に対し、避難所への進入経路の指示や周辺情報の提供等ができるよう準備するとともに、大型バス車両が避難所まで進入できない場合の小型車両への乗り換え等の対応についても調整するものとする。

##### **②避難所への入所**

避難元市町は、各避難所における住民の入所単位（地区）について、避難先市町と事前にマッチングしている場合でも、避難バス車両への乗車状況（複数地区住民が同乗している場合）によりマッチングした地区単位での入所が困難と判断する場合は、避難元市町において、各一時集合場所での住民の車両への乗車方法、避難先市町の車両一時待機場所における住民の振り分けの可否等を総合的に判断し、入所方法等について、京都府と事前調整するものとする。

##### **③避難先市町における車両一時待機場所、避難所の見直し等**

京都府及び避難元市町は、定期的に、車両一時待機場所及び避難所について、施設の状況に応じ他施設に変更するなどの見直しを避難先県及び市町と行うものとする。

なお、マッチングした避難所が原子力災害時における避難所になり得ることについて、施設管理者や周辺住民に対し、国、避難先県及び避難先市町と連携し、広報に努力等するものとする。

## **9 避難行動要支援者の避難**

### **(1) 避難行動要支援者への対応**

避難行動要支援者<sup>\*</sup>については、避難等により健康リスクが高まる者があることを考慮し、移動の困難性やリスクの程度など避難行動要支援者各人の特性を踏まえた避難等を行う。

避難行動要支援者のうち、社会福祉施設入所者、医療機関入院患者、在宅重度要配慮者については、府避難支援センターが避難先（府内）を調整・確保し、その他の避難行動要支援者については、原則、支援者の支援により、その他のPAZ住民

及びU P Z住民の避難先市町の避難所に避難するものとする。

※避難行動要支援者・施設敷地緊急事態要避難者との違い等については、P.3参照

## **(2) 避難等により健康リスクが高まる者への対応**

(1)において、避難等により健康リスクが高まる者については、無理な避難を行わず、放射線からの防護機能を有する近隣の放射線防護施設（別表5）に、同行する支援者とともに屋内退避させるものとする。

## **(3) 避難行動要支援者の避難退域時検査**

避難行動要支援者（上記(2)の者を除く。）が避難先に避難（府避難支援センターが調整した避難先施設を含む。）するまでの経路上、検査場所で検査、除染、通過証（本人控）の交付を受けた上で、避難先へ避難等するものとする。また、同行する支援者についても同様に検査等を行う。ただし、P A Zからの避難車両で検査場所に到着するまでの間、放射性物質の放出がなく基準値超過の汚染がないと合理的に判断できる場合は、避難退域時検査（車両及び住民の検査）を省略することができる。

## **(4) 避難車両等の確保**

上記(1)の避難行動要支援者のうち、在宅重度要配慮者の避難車両については、府対策本部が府避難支援センター、避難元市町、避難元施設等と連携・調整し、福祉車両、救急車、民間事業者の車両、また、状況に応じて、自衛隊車両、ヘリ等、避難のための移動車両を確保等するものとする。その他の避難行動要支援者の避難については、原則、支援者等の車両により避難先まで避難等、又は、支援者等の車両により一時集合場所まで移動し、その後は府等が確保したバス等により避難先に避難等するものとする。

## **(5) 避難行動要支援者情報の共有**

避難行動要支援者の状況について、京都府と避難元市町とが情報共有を行い、避難手段等について事前調整を行うものとする。

# **10 避難所入所後の運営等**

## **(1) 避難所の開設・運営等**

① 避難先市町避難所の開設・運営は、京都府及び避難元市町が災害対応の中、住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、避難所開設・当初運営について避難先市町に支援を要請するとともに、電力事業者に対し避難所運営要員派遣を要請するものとする。

また、避難所運営に必要な物資は、避難当初は避難先市町から支援を受けざるを得ないことから、避難所開設時の要員及び必要となる物資について、避難先市町及び電力事業者と事前に調整を行うものとする。

なお、住民の避難規模が大きく、必要な物資が相当数不足する場合については、

関西広域連合や国に対し必要な人員及び物資の支援要請を行う。

- ② 避難元市町は、避難所開設後、できる限り早期に避難所運営のための避難元市町職員を派遣し、避難先市町職員から順次避難所運営を引継ぐものとする。
- ③ 京都府及び避難元市町は、避難所運営を順次、避難住民による自主運営に切り替えるものとする。このため、避難元市町は、平時において、避難所の自主運営に必要な研修等を住民に対し行うものとする。

#### 【避難先市町避難所運営等の主な役割分担】

役 割	摘 要
避難所の開設・施設管理	避難先市町が実施。
開設当初の避難所運営	開設日から3日間を目安に、避難先市町職員等から避難元市町職員に順次引継ぐ。*さらに、避難元市町職員による運営から避難住民による自主運営に順次切替え。
仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて、避難元市町が府と連携して手配。
生活物資の調達・配布	避難当初は避難先市町の支援を受けるが、速やかに避難元市町が京都府と連携して調達。不足する場合は関西広域連合等に調整を要請。
罹災証明の発行	避難元市町が実施。
生活支援情報の提供	避難元市町が避難先市町の協力を受け、避難住民に情報提供。

### (2) 相談窓口の開設

避難元市町は、避難者の様々な意見、相談等について、適切に対応できるよう相談窓口を設置するものとする。

### (3) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2か月を上限とする。

避難所の開設期間は、国の基準では「災害発生の日から7日以内」であり、7日以内の閉鎖が困難なときは、事前に厚生労働大臣へ協議し必要最小限の期間を延長することができる。前述の「目安として2か月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして2か月を目安に避難所を閉鎖すべき旨を示したものであり、特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、速やかに二次避難先を確保し、避難所の早期解消を図るものとする。

### (4) 旅館・ホテル等の借り上げ

避難所は公共施設等を活用して開設するのが原則であるが、季節や高齢者等の利用に配慮した対応が必要な場合等には、京都府及び避難元市町は、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を可能な限り借り上げて避難所とする。

また、二次避難先の確保として、京都府は、府内市町村と連携し、公営住宅、民間賃貸住宅の借り上げ、応急仮設住宅の整備等の確保に努めるとともに、必要に応じて、関西広域連合や国と協議するものとする。

## **(5) 避難元市町の行政機能移転**

避難元市町は、避難者の生活支援サービスの提供を行うため、京都府と調整し、また、避難先県及び市町の協力を得て、状況に応じた行政機能の移転を行う。府内避難の場合、特にUPZ内に本庁を有する舞鶴市、宮津市、伊根町の移転場所については、京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）、けいはんなプラザほか京都府の関連施設、避難先市町の施設等を候補施設として、京都府及び避難元市町が候補地を事前調整するものとする。

なお、府外避難の場合は、京都府を通じて、関西広域連合、避難先県及び市町の協力を得て調整・確保するものとする。

## **11 計画の実効性確保等**

京都府は、地域防災計画、広域避難計画等の実効性を確保するため、平時から、避難元市町との共同訓練をはじめ、関係機関等との協定の締結、関西広域連合、関係府県・市町村との情報交換、研修等を実施し、職員の災害対応能力の向上に取り組むとともに、避難計画等の検証、見直しを行うものとする。

また、避難元市町は、避難計画、災害発生時の避難等について、国、京都府と連携し、PAZ及びUPZ住民に対し、パンフレット配布、研修会開催、訓練への参加等により、原子力災害時における避難等の周知に努めるものとする。



別表 1 住民避難地域とモニタリングポストとの関連表

高浜発電所 PAZ・UPZ 関係市町名 (7市町)	高浜発電所測定所区分			
	避難地域	モニタリングポスト		
		測定所等種類	名称	読み
舞鶴市	Aゾーン	固定測定所	塩汲	しおくみ
	A-2ゾーン	固定測定所	大山	おおやま
		固定測定所	田井	たい
		簡易型電子線量計	成生	なりう
	Bゾーン	固定測定所	吉坂	きちさか
		固定測定所	岡安	おかやす
		簡易型電子線量計	平	たいら
		簡易型電子線量計	三浜	みはま
	Cゾーン	簡易型電子線量計	千歳	ちとせ
簡易型電子線量計		与保呂	よぼろ	
固定測定所		倉梯	くらはし	
Dゾーン	固定測定所	夕潮台	ゆうしおだい	
	簡易型電子線量計	相生	あいおい	
	簡易型電子線量計	神崎	かんざき	
Eゾーン	簡易型電子線量計	池内	いけうち	
	簡易型電子線量計	丸田	まるた	
Fゾーン	簡易型電子線量計	岡田	おかだ	
綾部市	上林小学校	固定測定所	地頭	じとう
		簡易型電子線量計	老富	おいとみ
		簡易型電子線量計	睦寄	むつより
		簡易型電子線量計	五泉	いづみ
		固定測定所	八津合	やつあい
	簡易型電子線量計	十倉名畑	とくらなばたけ	
	東綾小学校	簡易型電子線量計	旭	あさひ
東八田小学校	固定測定所	上杉	うえすぎ	
西八田小学校	簡易型電子線量計	綾部・岡安	あやべ・おかやす	
吉美小学校	簡易型電子線量計	星原	ほしばら	
物部小学校	簡易型電子線量計	志賀郷	しがさと	
志賀小学校	簡易型電子線量計			
福知山市	有仁小学校	簡易型電子線量計	有路下	ありじしも
宮津市	宮津小学校	簡易型電子線量計	杉末	すぎのすえ
	吉津小学校	簡易型電子線量計		
	栗田小学校(由良地域)	簡易型電子線量計	由良	ゆら
	栗田小学校(栗田地域)	固定測定所	上司	じょうし
	府中小学校	簡易型電子線量計	府中	ふちゆう
	日置小学校	簡易型電子線量計	日置	ひおき
養老小学校	簡易型電子線量計	養老	よろろう	
南丹市	(旧)知井小学校	簡易型電子線量計	知井	ちい
	(旧)平屋小学校	簡易型電子線量計	美山Ⅱ	みやま・に
	(旧)宮島小学校	固定測定所	島	しま
	(旧)鶴ヶ岡小学校	固定測定所	盛郷	もりさと
	(旧)大野小学校	簡易型電子線量計	大野	おおの
京丹波町	和知小学校	簡易型電子線量計	下栗野	しもあわの
		固定測定所	本庄	ほんじょう
伊根町	伊根小学校(伊根地区)	固定測定所	日出	ひで
	伊根小学校(朝妻地区) 本庄小学校(本庄・筒川地区)	簡易型電子線量計	井室	いむろ

(表の見方)

- 色塗り、または、白色のブロック単位で、いずれかのポストが基準値を超えた場合、当該単位で避難
- ・例：綾部市上林小学校区全域は、老富ほか4ポストのいずれかで基準値を超えた場合、避難
- ・例：伊根町朝妻、本庄・筒川地区は、井室ポストが基準値を超えた場合、避難
- 舞鶴市A及びA-2ゾーンは、施設敷地緊急事態で施設敷地緊急事態要避難者が、全面緊急事態でその他のPAZ住民が避難

大飯発電所 UPZ 関係市町名 (5市町)	大飯発電所測定区分		
	避難地域	モニタリングポスト	
		測定所等種類	名称/読み
舞鶴市	Aゾーン	固定測定所	塩汲
	A-2ゾーン	固定測定所	大山
		固定測定所	田井
		簡易型電子線量計	成生
	Bゾーン	固定測定所	吉坂
		固定測定所	岡安
		簡易型電子線量計	平
		簡易型電子線量計	三浜
	Cゾーン	簡易型電子線量計	千歳
簡易型電子線量計		与保呂	
固定測定所		倉梯	
Dゾーン	固定測定所	夕潮台	
	簡易型電子線量計	相生	
	簡易型電子線量計	神崎	
Eゾーン	簡易型電子線量計	池内	
綾部市	上林小学校	固定測定所	老富
		簡易型電子線量計	睦寄
		簡易型電子線量計	五泉
		固定測定所	八津合
		簡易型電子線量計	十倉名畑
東綾小学校	簡易型電子線量計	旭	
東八田小学校	固定測定所	上杉	
南丹市	(旧)知井小学校	簡易型電子線量計	知井
	(旧)平屋小学校	簡易型電子線量計	美山Ⅱ
	(旧)宮島小学校	固定測定所	島
	(旧)鶴ヶ岡小学校	固定測定所	盛郷
	(旧)大野小学校	簡易型電子線量計	大野
京丹波町	和知小学校	簡易型電子線量計	下栗野
		固定測定所	本庄
京都市	久多地区	簡易型電子線量計	久多Ⅱ くた・に
	広河原地区	簡易型電子線量計	広河原 ひろがわら
	京北上弓削町 上川行政区	簡易型電子線量計	京北 けいほく

別表 2
------

避難元市町における避難バスの車両一時待機場所

避難元市町	車両一時待機場所	備考
舞鶴市	東地区 前島埠頭	
	西地区 西港埠頭	
綾部市	京都府綾部総合庁舎	
福知山市	福知山市三段池公園	検査場所
宮津市	鶴賀埠頭	
南丹市	道の駅スプリングひよし	
京丹波町	京丹波町役場	
伊根町	伊根町役場及び伊根町保健センター駐車場	

別表 3

## 府内避難先市町における避難バスの車両一時待機場所

## 【府内避難先】

避難元市町	避難先市町	車両一時待機場所	施設区分
舞鶴市	京都市	京都府庁	一時待機場所
		* その他状況に応じて調整	一時待機場所
	宇治市	黄檗公園体育館	拠点避難所
	城陽市	京都府立木津川運動公園	一時待機場所
	向日市	京都向日町競輪場	拠点避難所
綾部市	福知山市	三段池公園	拠点避難所
	亀岡市	亀岡運動公園	一時待機場所
宮津市	福知山市	三段池公園	一時待機場所
	京丹後市	道の駅 てんきてんき丹後	一時待機場所
	与謝野町	大江山運動場グラウンド	拠点避難所
	長岡京市	スポーツセンター	拠点避難所
	八幡市	市民体育館	拠点避難所
	京田辺市	田辺中央体育館	一時待機場所
	木津川市	中央体育館	拠点避難所
伊根町	京丹後市	道の駅 てんきてんき丹後	一時待機場所
	精華町	むくのきセンター	一時待機場所

※一時待機場所とは、避難所とは別に設置する避難車両一時待機場所

※拠点避難所とは、複数ある避難所の取りまとめとなる避難所

避難バス車両の一時待機場所が「拠点避難所」の駐車場の場合は、施設区分を「拠点避難所」としている。

別表 4

## 府外避難先市町における避難バスの車両一時待機場所

## 【府外避難先】

避難元市町	避難先市町	車両一時待機場所	施設区分
舞鶴市	神戸市	北神戸田園スポーツ公園	拠点避難所
		東灘体育館	拠点避難所
		ノエビアスタジアム神戸	拠点避難所
		神戸国際展示場	拠点避難所
		王子スポーツセンター	拠点避難所
		中央体育館	拠点避難所
		しあわせの村	拠点避難所
		グリーンアリーナ神戸	拠点避難所
		須磨体育館	拠点避難所
		文化体育館	拠点避難所
		西体育館	拠点避難所
		垂水体育館	拠点避難所
	尼崎市	記念公園総合体育館(ベイコム総合体育館)	一時待機場所
	西宮市	兵庫県甲子園浜海浜公園	一時待機場所
	淡路市	一宮中学校(一宮体育センター)	一時待機場所
	鳴門市	徳島県鳴門総合運動公園	拠点避難所
松茂町	松茂運動公園	一時待機場所	
北島町	北島北公園総合体育館	拠点避難所	
綾部市	宍粟市	宍粟市役所	一時待機場所
	佐用町	上月体育館	拠点避難所
	相生市	市民体育館	拠点避難所
	赤穂市	市民会館体育館	拠点避難所
	たつの市	総合文化会館	一時待機場所
	太子町	文化会館	拠点避難所
福知山市	上郡町	スポーツセンター	避難所
宮津市	加古川市	市民会館	一時待機場所
	高砂市	総合運動公園	一時待機場所
	明石市	中央体育館	一時待機場所
南丹市	洲本市	・兵庫県淡路ふれあい公園 ・緑パーキング(神戸淡路鳴門道)	一時待機場所
	南あわじ市		
京丹波町	芦屋市	総合公園	一時待機場所
伊根町	稲美町	稲美中央公園	一時待機場所
	播磨町	浜田公園	一時待機場所

※一時待機場所とは、避難所とは別に設置する避難車両一時待機場所

※拠点避難所とは、複数ある避難所の取りまとめとなる避難所

避難バス車両の一時待機場所が「拠点避難所」の駐車場の場合は、施設区分を「拠点避難所」としている。

別表 5

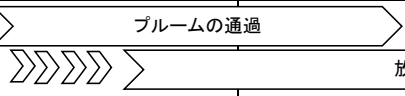
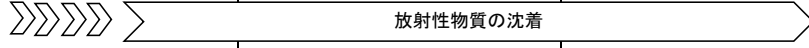
## 放射線防護施設

所在市町	施設名	所在地
舞鶴市	障害者施設こひつじの苑舞鶴	舞鶴市安岡1076-2
	障害者施設みずなぎ鹿原学園	舞鶴市鹿原209-3
	特別養護老人ホームやすらぎの郷	舞鶴市安岡1076
	特別養護老人ホームグリーンプラザ博愛苑	舞鶴市市場390
	舞鶴市大浦会館	舞鶴市中田459
	舞鶴市朝来小学校	舞鶴市朝来545-1
	独立行政法国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市行永2410
	養護老人ホーム安岡園	舞鶴市安岡1076-1
	国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院	舞鶴市浜1035
	舞鶴市田井原子力防災センター	舞鶴市田井
綾部市	綾部市奥上林公民館	綾部市故屋岡町三反田15
	社会福祉法人松寿苑高齢者支援センター	綾部市八津合町寺町1-1・25
	いこいの村・梅の木寮介護老人福祉施設	綾部市十倉名畑町久瀬谷2
宮津市	特別養護老人ホーム安寿の里	宮津市由良751
伊根町	特別養護老人ホーム長寿苑	伊根町六万部154

■本施設は、避難行動要支援者、自然災害等により避難が遅れる住民等の屋内退避施設として設置

参考資料

原子力災害対策指針に定める防護措置等(防護措置実施フロー)

	区域	放射性物質の放出前			放射性物質の放出後		
		警戒事態 (立地市町で震度6等)	施設敷地緊急事態 (外部電源喪失等)	全面緊急事態 (冷却機能喪失等)	 プルームの通過 数時間内	 放射性物質の沈着 1日以内	1週間以内
PAZ	概ね5km	・平常時モニタリングの強化→ ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 →	・緊急時モニタリングの実施 → ・施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施 ・住民(上記を除く。)の避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備 →	・モニタリングポストによる測定 → ・避難の実施 ・安定ヨウ素剤の服用指示			
UPZ	概ね30km	・平常時モニタリングの強化→	・緊急時モニタリングの実施 (原則として防護措置実施単位ごとにモニタリングポストを設定して実施 (概ね5kmメッシュに固定ポストを設置)) 緊急時モニタリングの実測値に基づき、防護措置の実施を判 ・屋内退避の準備 →	・屋内退避の実施 (プルーム対策としては屋内退避が実効的)	汚染範囲の特定 OIL1超 (500 μ Sv/h)	・避難の実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用 (国の指示を受けて服用)	
				・安定ヨウ素剤の服用準備	汚染範囲の特定 OIL2超 (20 μ Sv/h)	・一時移転の実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用 (国の指示を受けて服用)	
UPZ外	プルームを正確に予測することは不可能	・緊急時モニタリングの準備のための調整	・緊急時モニタリングの準備 ・要援護者の受入れ ・避難準備への協力	・緊急時モニタリングの実施 ・避難の受入れ ・屋内退避の注意喚起 → ・屋内退避の実施 (プラントの状況悪化に応じて段階的に実施) (国が同心円状に自治体単位で範囲を設定)	国が走行サーベイや航空機モニタリングを実施		・一時移転の実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用 (国の指示を受けて服用)